

※例として、令和3年度における転学科についての
通知文書を掲載いたします。

転学科について

令和3年 6月22日

教 務 主 事

本校では、転学科を希望する者がいるときは、選考の上、相当学年に転学科を許可することができることとなっています。

については、他学科への転学科を希望する者は、所属しているキャンパスの教務課に申し出てください。

1. 転学科が可能な学科

機械システム工学科、電気制御システム工学科、物質化学工学科、電子情報工学科、国際ビジネス学科及び商船学科に転学科することができます。商船学科からは転学科することはできません。

2. 次のような学生が転学科を願い出ることができます。

- (1) 明確な転学科希望理由がある者
- (2) 当該学科の一定基準の成績を修めた者

3. 転学科の受入判断

転学科の可否については、転学科希望先の学科において判断します。

4. 転学科後の学年

転学科の受入れ学年は、以下の通りとします。

- ・機械システム工学科、電気制御システム工学科及び電子情報工学科への受入れは、3年次までとします。
- ・物質化学工学科、国際ビジネス学科及び商船学科への受入れは、2年次までとします。
- ・転学科後の学年は受入学科と調整することになる為、通常どおり進級するより下の学年になる場合があります。

5. 補習・修得単位について

転学科後において、商船学科の練習船実習等を除き、原則として補習及び補講は行いません。転学科前の学科での修得単位を転学科後の学科の単位に読み替えることができます。単位が不足する場合などについては、転学科後の学科の科目修得が必要になります。

これらの点は受入学科及び教務担当により調整を行います。

6. 申請期限

令和3年度の申請期限は以下のとおりです。

令和3年11月30日（火）

以上